

	国空用第 2 5 7 号
制定	平成18年12月13日
	国空用第 1 3 3 号
一部改正	平成20年 7月30日
	国空用第 7 5 号
一部改正	平成26年5月2日
	国空用第 7 8 8 号
一部改正	令和 2 年 3 月11日
	国空用第 4 4 6 号
一部改正	令和 2 年12月17日
	国空用第 3 1 1 号
一部改正	令和 4 年 8 月 2 日

## インターネットによる飛行計画等の取扱いサービス実施要領

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要領は、東京空港事務所及び関西空港事務所に設置されたサテライト空港運航管理卓（以下、「SATシステム」という。）とユーザー端末との間において、航空法第97条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく飛行計画の通報及び同法第98条の規定に基づく到着の通知（以下、「飛行計画の通報等」という。）並びにこれらの受理に係る通知、また、PIB情報、航空気象情報及びその他航空機の運航に係る情報を提供するために必要な事項を定め、インターネットによる飛行計画等の取扱いサービスを迅速かつ的確に実施することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この要領において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「SATサービス」とは、インターネットを利用して飛行計画の通報等及びその受理に係る通知、並びにPIB情報、航空気象情報、その他航空機の運航に係る情報の提供を行うサービスの総称をいう。
- (2) 「広域対空送受信情報」とは、広域対空援助業務において航空機からAIP GEN 3. 4に定める「安全運航に関する通報」、「気象通報に関する通報」および「正常運航に関する通報」の伝達について要請があり、航空管制運航情報官の他の業務に影響を及ぼさない範囲において取り扱う情報をいう。
- (3) 「SAT管理責任者」とは、SATサービスの利用承認を行う東京航空局保安部運用課長及び大阪航空局保安部運用課長をいう。
- (4) 「SAT運用責任者」とは、SATサービスの運用及び維持を行う東京航空局東

京空港事務所の管制保安部前任航空管制運航情報官及び大阪航空局関西空港事務所の前任航空管制運航情報官をいう。

- (5) 「利用者」とは、S A Tサービスを利用することについて、S A T管理責任者の承認を経て登録された航空機運航者及び空港管理者（運営権者及び空港管理業務の受託者を含む。以下同じ）、若しくはその他の者であってS A T管理責任者がS A Tサービス利用の必要性を認めた者をいう。
- (6) 「ユーザー端末」とは、利用者がS A Tサービスを利用するために、インターネットを利用してS A Tシステムに接続できるパーソナルコンピュータ設備をいう。
- (7) 「端末ID」とは、S A Tサービスを利用するために必要な固定の識別をいう。
- (8) 「パスワード」とは、端末IDとともにユーザー端末のログイン認証に使用するために必要な可変の符号をいう。
- (9) 「不正アクセス」とは、利用者以外により本サービスの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。

## 第2章 サービスの内容

### （取扱いの内容）

第3条 S A Tサービスで取り扱われる内容は、次のとおりとする。

- (1) 航空法第97条に規定する飛行計画（変更通報を含む。以下同じ。）の通報及びその受理に係る通知
- (2) 航空法第98条に規定する到着の通知及びその受理に係る通知
- (3) 航空気象情報の提供
- (4) P I B情報の提供
- (5) 特定の空港における航空機の離着陸情報の提供
- (6) 広域対空送受信情報の提供
- (7) 特定の空港における駐機管理に必要な航空機の運航に係る情報の提供
- (8) その他（日出・日没、掲示板等）の情報提供

2 S A Tサービスの利用範囲は、利用者の区分毎に以下のとおりとする。

- (1) 航空機運航者は、前項の(5)及び(7)を除く全ての項目とする。
- (2) 空港管理者のうち、第1項(5)のサービスの利用者（空港管理者（運航情報））は、前項の(3)、(4)、(5)及び(8)の項目とする。
- (3) 空港管理者のうち、第1項(7)のサービスの利用者（空港管理者（駐機管理））は、前項の(7)の項目とする。
- (4) その他S A T管理責任者が認めた者は、前項の項目のうちS A Tシステムの利用目的によりS A T管理責任者が認めた項目とする。

### （S A T運用機関）

第4条 S A Tサービスを運用する機関は、東京航空局東京空港事務所及び大阪航空局

関西空港事務所とする。

#### (取扱い時間)

第5条 SATサービスの運用時間は、原則として24時間とする。

### 第3章 利用の登録

#### (利用の登録)

第6条 SATサービスの利用を希望する航空機運航者又は空港管理者等は、SAT管理責任者のSATサービス利用承認を受け、その後、SAT運用管理者に対しユーザー端末IDの申込みを行い、端末IDの指定を受けなければならない。

#### (申請及び届出)

第7条 SATサービスを利用しようとする者は、別紙様式第1号「SATサービス利用承認申請書」に必要事項を記入し、利用開始希望日の1ヶ月前までに、当該利用者の現住所（法人にあっては本社の所在地）を管轄区域とする地方航空局のSAT管理責任者（以下、「管轄SAT管理責任者」という。）に申請しなければならない。

2 利用者は、第1項に定める申請内容のうち、以下の項目に変更を生じたときは、別紙様式第2号「SATサービス利用変更承認申請書」に必要事項を記入し、変更予定日の1ヶ月前までに管轄SAT管理責任者に申請するものとする。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請者住所
- (3) 利用者の区分
- (4) SATサービスを利用する基地の増および移転

3 利用者は、第2項に掲げる事項以外に変更を生じたときは、別紙様式第3号「SATサービス利用変更届出書」に必要事項を記入し、速やかに管轄SAT管理責任者に届け出るものとする。

#### (審査及び利用承認)

第8条 SAT管理責任者は、前条第1項に掲げる申請があった場合には、以下の項目について審査するものとする。

- (1) 既に登録された、若しくは過去に承認を取り消された利用者でないこと。
- (2) 申請書の記載内容に不備や虚偽の記載が無いこと。
- (3) 航空機運航者、空港管理者であることを証明できること
- (4) 第3条(1)、(2)、(5)又は(7)に掲げる情報を取り扱う場合は、現住所若しくは端末の設置場所に、当該情報に関するSAT運用機関及び関係空港事務所、出張所、空港・航空路監視レーダー事務所（第3条(7)のみ）、航空交通管理センター（第3条(7)のみ）（以下「関係空港事務所等」という。）からの照会等に対応できる体制を確

保できること。

(5) 第3条(5)又は(7)に掲げる情報を取り扱う場合は、航空機の運航を把握できる体制を確保でき、かつ、SAT管理責任者が必要と認める者であること。

(6) その他、SATサービスの利用に当たって必要となる技術的な事項について、当局が求める要件から著しく逸脱していないこと。

- 2 SAT管理責任者は、前項の規定により審査した結果、SATサービスの利用に支障がないと認めた場合、利用者として登録するとともに、別紙様式第4号「SATサービス利用承認書」により承認書を交付する。なお、審査の結果、利用者として認められない場合は、文書によりその旨を通知する。
- 3 SAT管理責任者は、前条第2項に掲げる変更申請があった場合には、当該申請内容を審査し、SATシステムの継続利用に支障がないと認められる場合、利用者の登録内容を変更するとともに、承認書の再交付を行うものとする。なお、承認書の記載事項に変更を来さない場合においては、申請書の受理をもって承認書の再交付に代えることができる。
- 4 SAT管理責任者は、前条第3項に掲げる変更届けがあった場合には、当該届け出の内容を確認し、利用者の登録内容を変更するものとする。
- 5 SAT管理責任者は、前3項に掲げる承認及び受付を行った場合には、他のSAT管理責任者、SAT運用責任者及び航空交通管理センター先任航空交通管理管制運航情報官（第3条(7)のみ）に対しその旨通知するものとする。

#### (申込及び届出)

第9条 第8条の利用承認を受けた者は、別紙様式第5号「SATサービス 端末ID発行申込書」に希望ID等必要事項を記入し、利用開始希望日の10日前までに当該利用者の現住所（法人にあっては本社の所在地）を管轄とする地方航空局管内にある空港事務所のSAT運用責任者（以下、「管轄SAT運用責任者」という。）に申し込まなければならない。

- 2 利用者は、第1項に定める申込み事項について変更及び利用の停止を行う場合には、別紙様式第6号「SATサービス 端末ID（変更・停止）届出書」に必要事項を記入し、速やかに管轄SAT運用責任者へ届け出なければならない。

#### (申込及び届出の受理)

第10条 SAT運用責任者は、前条第1項に規定する申し込みがあった場合には、申込書の記載内容及び第8条の承認を受けた利用者であることを確認したうえで、利用者に対し別紙様式第7号「SATサービス端末ID指定書」により端末ID及び初期パスワードを通知するとともにSATシステムに登録するものとする。

- 2 SAT運用責任者は、前条第2項に規定する届け出があった場合には、届出書の記載内容及び第8条の承認を受けた利用者であることを確認したうえで、SATシステムの登録情報を変更するものとする。
- 3 SAT運用責任者は、前2項に掲げる通知及び登録情報の変更を行った場合には、他のSAT運用責任者に対しその旨通知するものとする。
- 4 前項により通知を受けたSAT運用責任者は、当該情報をSATシステムに登録または変更するものとする。

#### **(権利の譲渡)**

第11条 利用者は、SATサービスを利用できる権利を譲渡することができないものとする。

#### **(利用の休止及び廃止)**

第12条 利用者は、SATサービスの利用を1ヶ月以上休止し、又は廃止しようとする場合、当該期日の前月末日までに、別紙様式第8号「SATサービス利用休止・廃止届出書」により管轄SAT管理責任者に届け出るものとする。

- 2 SAT管理責任者は、前項に掲げる届出を受理した場合には、他のSAT管理責任者及びSAT運用責任者に対しその旨通知するものとする。
- 3 SAT運用責任者は、前項に掲げる通知を受けた場合には、SATシステムから当該利用者の情報を削除する。

#### **(承認の取消)**

第13条 SAT管理責任者は、利用者がSATサービスを利用できる者としての資格を失った場合、又は、第20条の規定によりサービスの利用を停止された利用者がその事項を解消しない場合、当該利用者に係る第8条の承認を取り消すことができる。なお、その事項がサービスの遂行上、特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、サービスの利用停止を経ないで、その承認を取り消すものとする。

## **第4章 運用**

### **(SATシステムへの接続)**

第14条 利用者は、自己の負担によりユーザー端末を用意するとともに、インターネットサービスプロバイダを利用して、SATシステムに接続する環境を整えなければならない。

### (端末IDとパスワード)

第15条 S A T運用責任者は、ユーザー端末の適正利用を図るため、端末IDと初期パスワードを指定し、通知するものとする。また、必要に応じ、端末IDの指定を変更することができるものとする。

- 2 利用者は、S A T運用責任者から指定された初期パスワードを利用開始日から1週間以内に任意のパスワードへ変更しなければならない。
- 3 パスワードは、S A Tシステム障害時におけるデータ復元を容易にするため、原則として東京及び関西のS A T運用機関に対して同一のパスワードを設定するものとする。
- 4 利用者は、端末ID及びパスワードを厳格に管理し、外部への漏洩防止に努めなければならない。なお、端末ID及びパスワードの外部への漏洩、もしくはそのおそれがある場合においては、遅滞なくS A T運用責任者あてその旨を報告するものとする。
- 5 利用者は、パスワードを亡失した場合、S A T運用責任者あてに当該端末IDを報告するとともに、別紙様式第9号「S A Tサービス利用パスワード再発行申込書」により、初期パスワードの再発行の申し込みを行うものとする。なおこの場合、再発行された初期パスワードは、第2項に準じて変更しなければならない。

### (セキュリティ要件の遵守)

第16条 利用者は、次のユーザー端末に係るセキュリティ要件を遵守しなければならない。

#### (1) プログラム

ユーザー端末は、「政府共用認証局の自己署名証明書」がインストールされていること。

#### (2) ユーザー端末の管理

ユーザー端末は、相応なセキュリティレベルが確保された場所に設置する等、関係者以外が操作することのないように管理すること。

#### (3) 外部媒体の使用

ユーザー端末において外部媒体（USB、CD 等）を使用する必要がある場合は、当該媒体にコンピューターウイルス、スパイウェア等の感染がないことを確認した上で使用すること。

#### (4) 端末ID及びパスワード

① S A T運用責任者から配布された初期パスワードは、受領後、第三者が容易に類推できない適切な文字列に変更すること。なお、使用可能な文字列については、S A T運用責任者が利用者に提示する。

② S A T運用責任者から配布された端末ID及びパスワードは、S A Tサービスに係る関係者以外に漏洩することのないよう適切に管理すること。

- ③ S A T運用責任者によりパスワードの有効期限が設定された場合、有効期限内に更新すること。
- (5) ユーザー端末がコンピューターウイルス等の感染が認められた場合もしくはそのおそれがある場合は、速やかに感染したユーザー端末をネットワークから切断するとともに、S A T運用責任者へ報告すること。

#### (確認及び調整)

第17条 第3条第2項(1)のサービス利用者は、飛行計画の通報等を行った場合、送信操作後、S A T運用機関において当該通報等が受理されたことをユーザー端末により確認しなければならない。

- 2 第3条第2項(1)のサービス利用者は、前項の確認ができない場合、利用したS A T運用機関に処理状況の確認を行わなければならない。
- 3 第3条第2項(3)のサービス利用者は、当該機能を利用して航空機の駐機管理を適切に行わなければならない。
- 4 利用者は、S A T運用機関及び関係空港事務所等からの照会等に対して迅速かつ適正に対応しなければならない。

#### (提供中止)

第18条 S A T運用責任者は、S A Tサービスに係る設備の保守又は工事上やむを得ない場合、サービスの提供を中止することができる。

- 2 前項の規定によりサービスの提供を中止しようとする場合、予めその旨を掲示板に掲示するとともにユーザー端末のログイン画面で利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

#### (利用上の注意)

第19条 利用者は、S A Tサービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者の端末ID又はパスワードを不正に使用すること。
- (2) S A Tサービスの適正な運用を妨げること。
- (3) その他、関係法令に違反すること、又は違反する恐れがあること。

#### (利用停止)

第20条 S A T運用責任者は、利用者が次のいずれかに該当する場合、当該利用者のS A Tサービス利用を停止することができる。

- (1) 第17条若しくは第19条の規定に違反した場合。
- (2) S A Tシステムに登録されている端末ID又はパスワードを使用した不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスであることが予想される場合。

(3) その他、本要領に違反した場合。

2 SAT運用責任者は、前項の規定によりSATサービスの利用を停止する場合、予めその理由、利用を停止する期間を当該利用者に通知する。

ただし、不正アクセスにより緊急の措置を必要とする場合は、直ちに利用を停止し、事後当該利用者に通知することができる。

## 附則

(適用日)

本要領は、平成18年12月13日から適用する。

## 附則

1. 本要領は、平成26年5月15日から適用する。

2. 本要領第16条(4)の規定にあつては、平成26年5月20日までの間、本要領改正前の「インターネットによる飛行計画等の取扱いサービス実施要領」を適用することができるものとする。

3. 本要領の適用の際現に旧様式にて指定されている「SATサービスに係る端末ID指定書」にあつては、本要領の様式による指定とみなす。

## 附則

本要領は、令和2年3月11日から適用する。

## 附則

本要領は、令和2年12月17日から適用する。

## 附則

本要領は、令和4年10月1日から適用する。